平成28年度 学内メンター制度試行要項

1. 目的

学内メンター制度は、教育研究と生活との調和を図りつつ自らのキャリアを形成するため、女性 教員または本学着任3年以内の教員がメンティとなり、本学の先輩教員をメンターとして指名し、 メンタリングを受けることを通して、本学の教育研究に資するとともに競争力の向上を図ることを 目的とします。

メンター	助言・アドバイスをする者
メンティ	助言・アドバイスを受ける者
メンタリング	メンターとメンティによる面談

2. メンティの要件

メンティ資格者は、本学の女性教員または着任3年以内の教員とします。また、着任3年以内の教員については、性別を問いません。

3. メンター要件および指名

メンティから指名された本学教員は、指名に同意する場合メンターとなります。

メンターは、本学着任後3年以上継続勤務し、メンティの職位より上位職である教員を指名してください。ただし、メンティが教授である場合は、本学着任後3年以上継続勤務した教授をメンターに指名してください。メンターの任期は、年度末までとしますが、メンティあるいはメンターからの申し出により、年度途中での終了または変更が可能です。

4. メンタリング

メンタリングは、「1回あたり1時間、年間4回」程度で計画し、メンタリング日時および場所はメンティとメンターで調整してください。また、メンタリング場所は学内を原則とします。

5. 利用手続き

メンティ資格者で本制度の利用を希望する方は、「平成28年度学内メンター制度利用申請書」 に必要事項を記入の上、女性研究者支援ユニット(以下、UFR)に提出してください。上記2および 3の要件をUFRで確認し、男女共同参画推進室長の承認後、制度の利用開始となります。

6.メンタリング終了後の報告

メンタリング終了後、メンティおよびメンターは、1週間以内に「メンタリング報告書」を記入し、UFRに提出してください。報告書はメンタリング毎に、作成・提出していただきます。

問い合わせ先

室蘭工業大学男女共同参画推進室

女性研究者支援ユニット (UFR) 内線5194

E-mail: ge_ufr@www.muroran-it.ac.jp